



中小企業者等向け

月次支援金の申請者を対象に新型コロナ中小企業者等特別応援金の4～6月分の受付を延長します。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受けた県内の中小企業者等を支援する特別応援金は、国の「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金（4月～6月分）」を申請していない事業者を対象としていますが、申請受付期間に給付結果が判明しない場合があるため、月次支援金の申請中の皆様を対象に、受付期間を延長します。

1 事業概要及び変更点

(1) 支給金額（変更無し）

2021年4月、5月又は6月の事業収入等について、2019年又は2020年の同月と比較して、減少した額を特別応援金で支援します。

中小法人等 上限額 20万円、個人事業者 上限額 10万円

※申請は1事業者につき1回限りです

(2) 支給対象（③のみ変更あり）

長野県内の幅広い業種の中小企業者等が対象です。（以下、主な要件）

- ①【法人等】長野県内に本店等があり、長野県内で法人税を納税していること
【個人事業者】長野県内に住所があり、長野県内で事業収入等の確定申告を行っていること
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、2021年4月～6月のいずれかの月の事業収入等が、2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること
- ③ 現在 国の月次支援金の4月～6月分を申請していないこと（7月分以降の申請は除く）
変更後 国の月次支援金の4月～6月分を受給していないこと（7月分以降の申請は除く）
- ④ 公共法人・地方公共団体が50%以上出資する法人・政治団体に該当しないこと
- ⑤ 被扶養者に該当しないこと

(3) 申請受付期間（変更あり）

現在 2021年8月2日（月）～2021年 9月30日（木）（9月30日の消印有効）

変更後 2021年8月2日（月）～2021年 10月29日（金）（10月29日の消印有効）

※ 申請書の様式1の余白に“月次支援金申請中”と朱書してご提出をお願いします。

また、月次支援金の給付又は不給付が決定されたらその通知の写しを事務局へ提出願います。特別応援金の支給は月次支援金の結果確認の後になります。

2 お問い合わせ・申請書提出先（※申請書の提出は郵送（追跡可能な簡易書留等）でお願いします）

長野県新型コロナ中小企業者等特別応援金事務局（委託先：（株）JTB長野支店）

〒380-0824 長野市南石堂町1293 長栄南石堂ビル7階

電話番号：026-262-1807

受付時間：午前9時15分～午後5時15分（土日・祝日を除く）



産業労働部 産業政策課 企画担当
（課長）合津 俊雄（担当）福田 修一
電話 026-232-0111（代表）内線 4631
026-235-7204（直通）
FAX 026-235-7496
E-mail sansei@pref.nagano.lg.jp